

# 欧州委員会のオムニバス法案 (CSRD およびCSDDD等の規制簡素化法案) と日本企業への影響



PwC弁護士法人  
パートナー **北村 導人**

## はじめに

欧州連合 (EU) では、コーポレート・サステナビリティ報告指令 (Corporate Sustainability Reporting Directive : CSRD) が2023年1月に、コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令 (Corporate Sustainability Due Diligence Directive : CSDDD) が2024年7月にそれぞれ発効され、企業はこれらのサステナビリティ関連規制に対応するための準備が求められています。日本企業も、自らが適用対象企業に該当する場合はもちろん、適用対象企業と直接取引関係がある場合や、適用対象企業がバリューチェーン上の重要な取引先である場合は、これらの規制の内容を把握し、対応に向けた準備をすることが求められます。

こうした状況の中、2025年2月26日、欧州委員会はEUにおけるこれらのサステナビリティ関連規制の簡素化を図り、EUの競争力向上を目的とする、オムニバス法案を公表しました。この法案は、日本企業を含む適用対象企業や関連企業の規制対応に関する準備の内容およびスケジュールに影響を及ぼすため、本稿では、オムニバス法案の概要と日本企業への影響について概説します。

なお、文中の意見は筆者の私見であり、PwC弁護士法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

## 1 オムニバス法案の目的および背景

2025年2月26日、欧州委員会は、EUにおけるサステナビリティ関連規制の簡素化 (特に企業の報告等に係る負担の軽減) を図り、EUの競争力を促進することを目的とする、オムニバス法案 (オムニバス・パッケージ) を公表しました。オムニバス法案は主に以下の内容で構成されています。

- ① CSRD<sup>\*1</sup>の適用時期ならびにCSDDD<sup>\*2</sup>の国内法移行期限および適用時期の延期に関する指令案<sup>\*3</sup> (以下「ストップ・ザ・クロック指令案」といいます)
- ② CSRDおよびCSDDDの規制内容を改正する指令案<sup>\*4</sup> (以下「簡素化法案」といいます)
- ③ CBAM規則の内容を改正する規則案
- ④ EUタクソノミーに関する開示ならびに気候および環境に関する委任法を改正する法案

EUでは、CSRDが2023年1月に、CSDDDが2024年7月にそれぞれ発効するなど、適用対象企業におけるサステナビリティ規制対応の負担は増加しています。

\*1 コーポレート・サステナビリティ報告指令 (Corporate Sustainability Reporting Directive : CSRD) は、2014年に導入された非財務情報開示指令 (Non-Financial Reporting Directive) を改正して、環境権・社会権・人権・ガバナンス要因などのサステナビリティ情報に関する定期的な報告を義務付ける指令であり、2023年1月5日に発効しています。CSRDの詳細は、当法人のESG／サステナビリティ関連法務ニュースレター (2023年2月) (<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20230224.html>) を参照。

\*2 コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令 (Corporate Sustainability Due Diligence Directive : CSDDD) は、一定の売上高等の要件を充足する対象企業 (EU域外企業を含む) に、自社および子会社の事業ならびに活動の連鎖 (Chain of activities) におけるビジネスパートナーの事業に関する人権および環境のデューディリジェンスの実施や開示等を義務付ける指令であり、2024年7月25日に発効しています。CSDDDの詳細は、当法人のESG／サステナビリティ関連法務ニュースレター (2024年9月) (<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20240926-1.html>) などを参照。

\*3 COM(2025) 80 final: [https://commission.europa.eu/document/download/0affa9a8-2ac5-46a9-98f8-19205bf61eb5\\_en?filename=COM\\_2025\\_80\\_EN.pdf](https://commission.europa.eu/document/download/0affa9a8-2ac5-46a9-98f8-19205bf61eb5_en?filename=COM_2025_80_EN.pdf)

\*4 COM(2025) 81 final: [https://commission.europa.eu/document/download/892fa84e-d027-439b-8527-72669cc42844\\_en?filename=COM\\_2025\\_81\\_EN.pdf](https://commission.europa.eu/document/download/892fa84e-d027-439b-8527-72669cc42844_en?filename=COM_2025_81_EN.pdf)

そのような中、2024年9月に公表されたMario Draghi氏（欧州中央銀行元総裁）の報告書「The Future of European Competitiveness」では、CSRDやCSDDDにより生み出された規制対応の負担やコストに注目しながら、欧州が競争力や強靭性を促進するための規制環境を構築することの必要性を強調していました。同年11月の欧州域内の競争力強化を掲げたブダペスト宣言では、各国政府の首脳は、企業に対する明確で単純かつスマートな規制枠組みを確保することを宣言し、欧州委員会に対し報告義務を2025年上半期までに少なくとも25%削減するための具体的な提言を求めました。こうした要請を受け、欧州委員会はCSRDやCSDDDを含むサステナビリティ関連規制の簡素化を図るオムニバス法案を公表するに至りました。

オムニバス法案は、今後欧州議会および欧州理事会での審議および決議を経て、三者間協議（トリローグ）などを通じて合意形成を行い、合意された指令案等は官報公告に掲載されることにより効力が発生することになります。今後の審議の過程で内容が変更される可能性はありますが、欧州委員会は、現状の案が成立・発効した場合は、CSRDの適用対象企業を80%削減し、CSDDDへの対応コストを年間3億2000万ユーロ低減する見込みであるとしています。

オムニバス法案のうちストップ・ザ・クロック指令案については、2025年4月3日に欧州議会、同月14日に欧州理事会でそれぞれ承認され、成立しており、近く施行される見込みです（本年12月31日までに国内法化されます）。以下がその概要となります。

- **CSRDの適用開始時期を2年間延期** (Wave2 (NFRD 対象企業以外の大会社等) を2027年会計年度 (2028年報告) に、Wave3 (上場中小企業等) を2028年会計年度 (2029年報告) に延期)。なお、EU域外企業については適用開始時期に変更なく、2028年会計年度 (2029年報告)
- **CSDDDの国内法移行期限を1年間延期** (2027年7月26日までに変更)
- **CSDDDの適用開始時期を1年間延期** (1段階目を削除して2段階にし、2028年7月26日に変更)

## 2 オムニバス法案におけるCSRDの改正ポイント

オムニバス法案は、CSRDの適用対象範囲を縮小するとともに、ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）の将来的な変更等により適用対象企業の報告要件を削減するなどの措置を含むものであり、企業のCSRD対応に関するコストの大幅な削減（年間コスト削減総額は約44億ユーロとなる可能性がある）をもたらし、EUの競争力を高めることができます。なお、オムニバス法案では、ダブルマテリアリティ（社会的インパクトと企業への財務的影響の双方の重要性）の観点からの分析を要する点についての変更はありません。

オムニバス法案で提案されているCSRDの改正内容は図表1のとおりです。

## 3 オムニバス法案におけるCSDDDの改正ポイント

オムニバス法案は、CSDDDの適用対象企業の負担の軽減と公平な競争条件を確保することを目的としています。特に重要なコスト削減策として、間接的な取引先で発生する負の影響に関するデューディリジェンスの義務を原則的対象から外し、定期的なモニタリングについても5年ごとの頻度を減らすことなどが含まれています。これにより、控えめに見積もっても、年間3億2000万ユーロのコスト削減が見込まれています。オムニバス法案で提案されているCSDDDの改正内容は図表2のとおりです。なお、オムニバス法案では、CSRDと異なり、CSDDDの適用対象企業の要件の変更は提案されていません。

なお、上記のオムニバス法案が成立した場合、CSDDDとドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法（LkSG）<sup>※5</sup>との間で、特にリスクの詳細評価の対象範囲が似通つたものになります。ただし、両者には依然として、適用対象企業の範囲、活動の連鎖の範囲、環境リスクの範囲、気候変動緩和移行計画に関する義務、制裁等の点で相違点があるため、企業はCSDDDの義務内容を踏まえた対応が必要となります。もっとも、リスクベースアプローチでのデューディリジェンスを遂行する点で両者は共通しているため、既にLkSGに対応している企業は、そこで培った知識や経験を活かして対応していくのも一案であると考えられます。

※5 LkSGの詳細は、当法人のESG／サステナビリティ関連法務ニュースレター（2021年10月）（<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20211029-1.html>）などを参照。

図表1：オムニバス法案で提案されているCSRDの改正内容

現行	オムニバス法案
<b>(1) 適用開始時期の延期：Wave 2、3について適用開始を2年間延期し、準備期間を付与</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>Wave2：大会社およびlarge groupの親会社：2025年1月1日以後開始会計年度（2026年報告）</li> <li>Wave3：上場中小企業等：2026年1月1日以後開始会計年度（2027年報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Wave2：大会社およびlarge groupの親会社：2027年1月1日以後開始会計年度（2028年報告）</li> <li>Wave3：上場中小企業等：2028年1月1日以後開始会計年度（2029年報告）</li> </ul>
<b>(2) 適用対象範囲（スコープ）の縮小：EU域内企業は従業員数1,000名超が対象、EU域外企業はCSDDDの閾値と整合、適用対象は約5万社から1万社に</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>EU域内企業：大会社およびlarge groupの親会社 ((a) 総資産残高2,500万ユーロ超、(b) 純売上高5,000万ユーロ超、(c) 従業員数250名超のうち2つ以上の要件を充足する会社)</li> <li>EU域外企業：(a) EU域内純売上高が1億5,000万ユーロ超 (b) EU域内に以下の子会社または支店を有する企業：(i) 子会社：大企業または上場企業（零細企業を除く）または (ii) 支店：純売上高が4,000万ユーロ超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU域内企業：大会社およびlarge groupの親会社（従業員数1,000名を超える会社で、(i) 総資産残高2,500万ユーロ超、または (ii) 純売上高5,000万ユーロ超のいずれか要件を充足する会社）</li> <li>EU域外企業：(a) EU域内純売上高が<b>4億5,000万ユーロ超</b> (b) EU域内に以下の子会社または支店を有する企業：(i) 子会社：大企業または上場企業（零細企業を除く）または (ii) 支店：純売上高が<b>5,000万ユーロ超</b></li> </ul>
<b>(3) バリューチェーンにおける情報収集：バリューチェーンキャップによる中小企業等の負担軽減</b>	
—	従業員1,000人以下のCSRD適用対象外の会社は、EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）策定のVSME（任意の中小企業向けサステナビリティ報告基準）に基づき任意報告をすることができる。当該会社に対して、VSMEに基づく報告内容を超える情報を要求することは原則禁止
<b>(4) ESRSの改定：データポイント削減による報告負担軽減</b>	
1,000以上のデータポイント	ESRSを再検討し、データポイントを減少させるための改定
<b>(5) セクター別基準の導入なし：負担増加回避のため導入なし</b>	
欧州委員会にセクター別基準を導入する権限を授与	負担増加回避のため、セクター別基準を導入しない
<b>(6) 合理的保証基準への移行なし：保証対応負担増加回避のため合理的保証基準への移行なし</b>	
欧州委員会に2028年10月1日までに合理的保証基準を採用する権限を授与	限定的保証から合理的保証基準への移行を行わない
<b>(7) EUタクソノミー：開示内容の削減による報告負担軽減</b>	
CSRD適用対象となる全ての企業に義務付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>純売上高が4億5,000万ユーロ以下の企業については、任意開示へ変更</li> <li>報告テンプレートを簡素化し、データポイントを減少</li> </ul>

出所：PwC作成

## 4 日本企業への影響

まず、オムニバス法案のうち近く施行予定であるストップ・ザ・クロック指令によりCSRDおよびCSDDDの適用開始時期が延期されることから、適用対象企業に当初想定していたスケジュールよりも長い準備期間が与えられることになります。

しかしながら、CSRDとCSDDDのいずれの対応についても、グループ会社はもちろんのこと、取引先を含めたバリューチェーン全体での体制構築、制度設計、運用、ガバナンス整備等が必要となるため、毎年着実に高度化していく必要があります。そのため、日本企業としてもこれまで想定していたスケジュールを緩めることなく、当初の予定通りに取り組みを進めることを推奨します。また、オムニバス法の簡素化法案の内容次第では対応内容に変更が生じることも想定されますが、法令内容等に左右されることなく、人権や環境等に關

するデューディリジェンスおよびこれらに関する開示を遂行する目的に沿って、ひいてはこのような取り組みが企業価値向上につながることを意識して、各企業のサステナビリティに関する方針に従って着実に進めていくことが重要です。

なお、簡素化法案の審議の動向によりますが、CSRDの適用対象範囲が変更される可能性があるため、日本企業としてはグループ内のどの企業の適用対象判定に影響が生じ得るのかをあらかじめ検討しておくことが考えられます。もっともCSRDの適用対象になるか否かに関わらず、企業が社会、環境、ガバナンスにどのように向き合っているのかはステークホルダーの重大な関心事であり、これを無視して企業のサステナブルな経営を実現することはできません。そのため、取り組みの実体面を整備しつつ、ステークホルダーに積極的に開示し、効果的なエンゲージメントを図っていくことが必須と考えられます。

一方でCSDDDについては、デューディリジェンスにおける詳細評価の対象範囲の見直しなどが提案されています

図表2：オムニバス法案で提案されているCSDDDの改正内容

現行	オムニバス法案
<b>(1) 国内法移行期限および適用開始時期の延期: 1年間延期し、準備期間を付与</b>	
国内法への移行期限: 2026年7月26日 第一段階の適用時期: 2027年7月26日	国内法への移行期限: 2027年7月26日 第一段階の適用時期: 2028年7月26日 ※適用会時期を3段階から2段階に変更
<b>(2) デューディリジェンス・ガイドラインの発行時期の前倒し: 適切な準備のためのガイダンス発行</b>	
2027年1月26日までに策定・公表	<b>2026年7月26日</b> までに策定・公表
<b>(3) EUにおける規制の調和: 上乗せ規制制限による調和の促進</b>	
—	EU加盟国でより統一的な規制内容とするため、負の影響の特定・評価、負の影響に対する防止・軽減・終了のための措置および苦情処理メカニズムなどについては、 <b>上乗せ規制不可</b>
<b>(4) バリューチェーンにおける情報収集: バリューチェーンキャップによる中小企業等の負担軽減</b>	
—	従業員500人未満の中小企業等に対して、 <b>VSME (任意の中小企業向けサステナビリティ報告基準)</b> に基づく報告内容を超える情報を要求することを原則禁止
<b>(5) デューディリジェンスにおける詳細評価の対象範囲の見直し: 原則的な詳細評価の対象範囲を縮小</b>	
自社、子会社および活動の連鎖における(直接・間接の)ビジネスパートナーを広く対象とする	詳細評価 (in-depth assessment) については、自社、子会社のほか、原則として、活動の連鎖における「直接の」ビジネスパートナーを対象とする 間接のビジネスパートナーについては、当該パートナーの事業において人権・環境への負の影響が発生し、または発生する可能性があることを示唆する信用性のある情報 (plausible information) がある場合には対象とする ※なお、「活動の連鎖」の定義には変更なく、事業活動のマッピングの対象は、自社、子会社、直接・間接ビジネスパートナーを含む
<b>(6) 是正に関する最後の手段としての取引関係終了: 是正策の義務付け範囲の見直し</b>	
負の影響を防止または十分に軽減することができない場合の最終手段 (last resort) として、各加盟国の法令の許容する範囲で取引関係を一時停止したり、重大な負の影響である場合には取引関係を終了 (terminate) させることが求められる	取引関係を終了 (terminate) させる義務は撤廃 ※負の影響を防止または十分に軽減することができない場合は、取引関係を一時停止し、それにより増大した影響力を行使して取引先と解決に向け協働を継続する
<b>(7) ステークホルダー・エンゲージメントを要する場面: ステークホルダー・エンゲージメントの見直し</b>	
—	ステークホルダーの定義に、企業および子会社ならびにビジネスパートナーの製品・サービス・運営により「直接的に」影響を受ける者であることを追加し、その範囲を制限 ステークホルダー・エンゲージメントを法令上要する場面を限定 (取引関係の終了または停止に関する決定、モニタリングのための量的・質的指標検討の場面を削除)
<b>(8) モニタリング期間の見直し: モニタリング期間を見直し、負担軽減</b>	
デューディリジェンスの内容の適切性と有効性について、原則として、少なくとも12カ月ごとにモニタリング	原則として、 <b>少なくとも5年ごとにモニタリング</b> 。ただし、新たなリスクが生じた場合のみならず、既存の措置が適切または効果的でない場合には実施しなければならない
<b>(9) 気候変動対策: 気候変動緩和移行計画に関する義務の緩和</b>	
気候変動緩和のための移行計画策定・実施義務	気候変動緩和移行計画の実施義務を撤廃 (ただし、計画の中に実施するアクションを含める)
<b>(10) 制裁: 違反時の制裁の見直し</b>	
違反時の制裁として、全世界の年間純売上高の5%以上を上限とする罰金を定める	欧州委員会がEU加盟国と協力して、罰金のレベルに関するガイドラインを策定するが、 <b>具体的な罰則の内容は各加盟国に委ねる</b>
<b>(11) 民事責任: 民事責任の枠組みの再検討</b>	
EU共通の民事責任追及の枠組みを構築 労働組合やNGOなどに代表訴訟提起を認める制度の整備	EU共通の民事責任追及の枠組みを構築する規定を削除する。民事責任に関しては、 <b>各加盟国の国内法に委ねる</b> 労働組合やNGOなどによる代表訴訟提起に関する規定を削除

出所: PwC作成

が、リスクベースアプローチによりリスクの高い領域を優先してデューディリジェンスを遂行していくことに変更はありません。直接のビジネスパートナーのみならず間接のビジネスパートナーを含むバリューチェーン全体のマッピング、リスク評価、リスクベースに基づくデューディリジェンスの計画的遂行などの実行が重要になります。日本企業としては、

EUをはじめとする各国の法令に左右されることなく、国連指導原則に基づくデューディリジェンスを基本として着実に高度化を図ることが大切です。これにより、企業活動が社会や環境に与える影響をマネージしつつ、企業のサステナビリティ経営の実現に近づいていくことができると考えられます。

### 北村 導人 (きたむら みちと)

PwC弁護士法人 パートナー

ESG／サステナビリティ関連法務、税法・会計が交錯する企業法務、税務、ウェルスマネジメントを中心に、幅広い法分野を取り扱う。近時は、ESG／サステナビリティに関連する経営アジェンダやトランザクションに係るコンサルティング（ビジネスと人権関連サービスを含む）に注力している。また、M&A、JV組成、金融取引、信託など各種取引のストラクチャリングに対する法務・税務上の助言やリスク検証、税務調査対応および税務争訟の代理（外国の税務争訟のマネジメントを含む）、経営者・創業家・資産家に対する事業承継、相続、遺言、遺産分割、資本政策に関する法務・税務上の助言について豊富な知見と実績を有する。なお、税務争訟については、外国事業体課税訴訟、タックス・ヘイブン対策税制課税訴訟、ヘッジ取引課税訴訟、株式消却寄附金課税訴訟、法人税・所得税・消費税・相続税並びに国際税務に関する代理実績を数多く有する。

メールアドレス : [michito.kitamura@pwc.com](mailto:michito.kitamura@pwc.com)